### 第47回 埼玉県新型感染症専門家会議 次第

日時 令和3年10月13日(水) 17時00分~18時30分 会場 庁議室

- 1 開会
- 2 議事 新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応
- 3 閉会

#### 配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料 5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳(発表日ベース)
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等(1週間ごと)
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料 9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 新型コロナウイルスワクチンについて
- 15 説明資料 11 社会福祉施設の感染状況 等
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料13 判明日ベース新規陽性者数
- 18 説明資料 14 埼玉県における段階的緩和措置等の見直しについて
- 19 説明資料 15 「ワクチン/検査パッケージ」技術実証の実施について

### 埼玉県新型感染症専門家会議出席者名簿

#### 【委員(敬称略 五十音順)】

池田 一義 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長 (WEB 参加)

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

近藤嘉日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長(WEB参加)

坂木 晴世 国際医療福祉大学大学院 准教授(WEB参加)

讃井 將満 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長 (WEB 参加)

竹田 晋浩 かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長 (WEB 参加)

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授 (WEB 参加)

三村 喜宏 埼玉県商工会連合会 会長 (WEB参加)

#### 【県側参加者】

大野 元裕 知事

安藤 宏 危機管理防災部長 (WEB 参加)

山﨑 達也 福祉部長 (WEB参加)

関本 建二 保健医療部長

星 永進 保健医療部 参事

本多 麻夫 保健医療部 参事

板東 博之 産業労働部長 (WEB 参加)

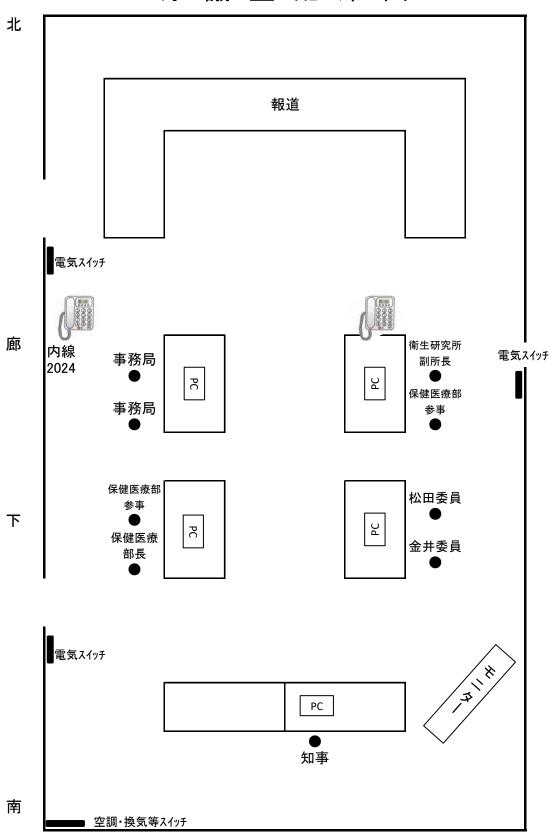
岸本 剛 衛生研究所 副所長

### ご議論いただきたいポイント

埼玉県の現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

- ア 現状の分析・評価
- イ 埼玉県における段階的緩和措置等の見直しについて
- ウ 「ワクチン/検査パッケージ」技術実証の実施について

### 庁 議 室 配 席 図



#### 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

- (項目) 第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること その他必要とする項目に関すること

(組織)

- 第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。
- 主宰は知事が行う。
- 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。 2 新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目 に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶 務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。 附則

一この要綱は、令和3年4月30日から施行する。 附則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

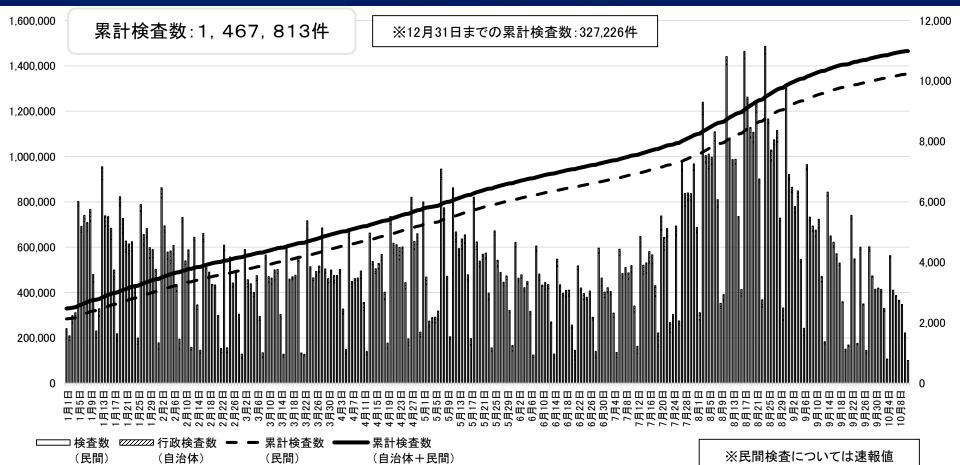
### 別表1 (第3条関係) (五十音順)

岡部	信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井	忠 男	埼玉県医師会 会長
川名	明彦	防衛医科大学校 教授
		<内科学(感染症・呼吸器)>
坂木	晴 世	国際医療福祉大学大学院 准教授
		<医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野>
		感染症看護専門看護師
讃井	將 満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田	晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田	久美子	埼玉県看護協会 会長
光武	耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授
		<感染症科・感染制御科>

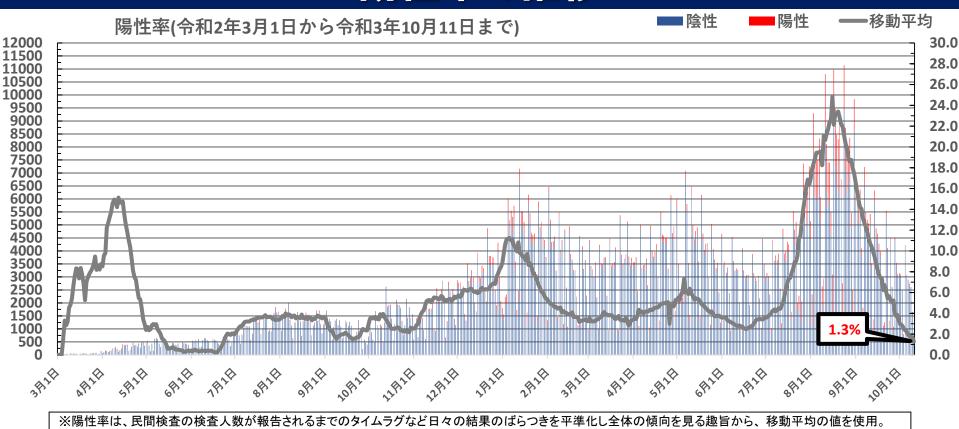
### 別表2(第3条関係)(五十音順)

池 田 一 義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

# PCR検査等の現状



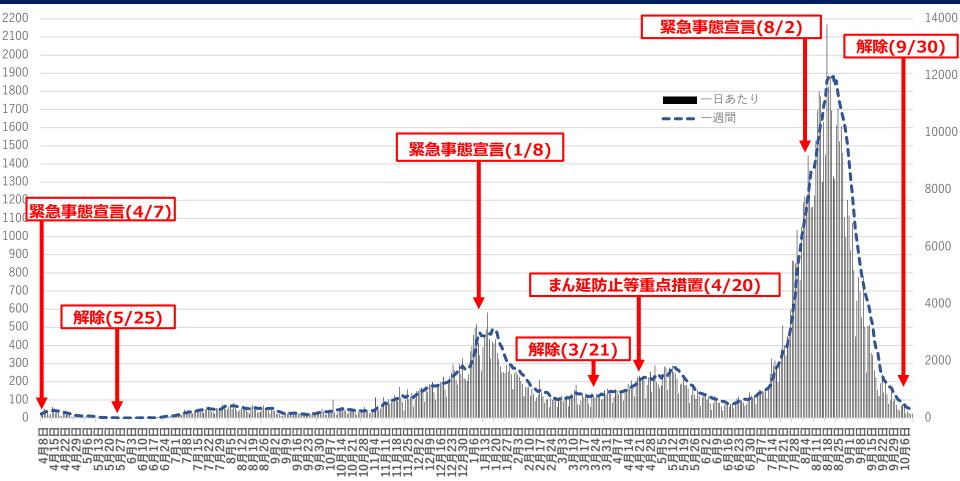
### 陽性率の推移



「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

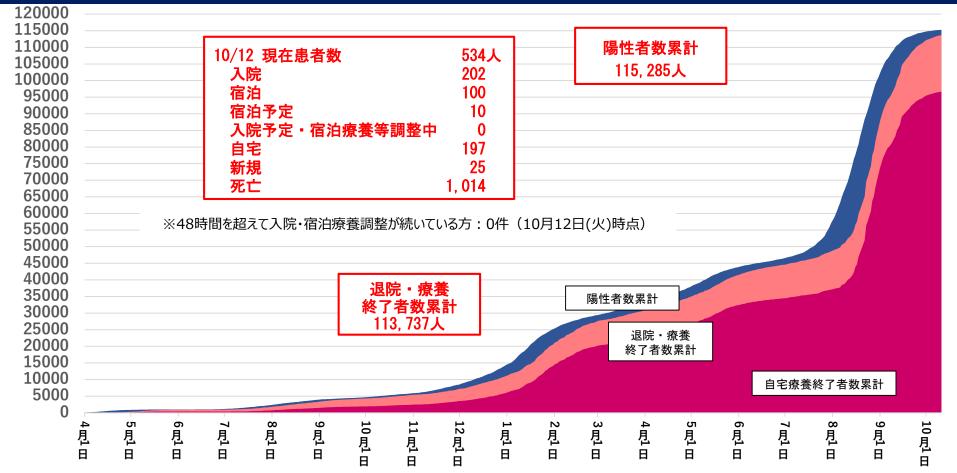
※民間検査分は速報値であるため、溯って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

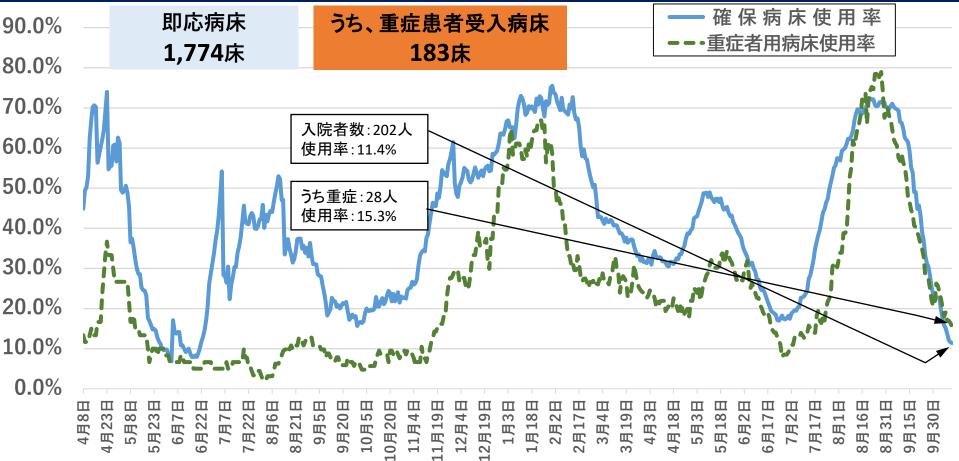


# 陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

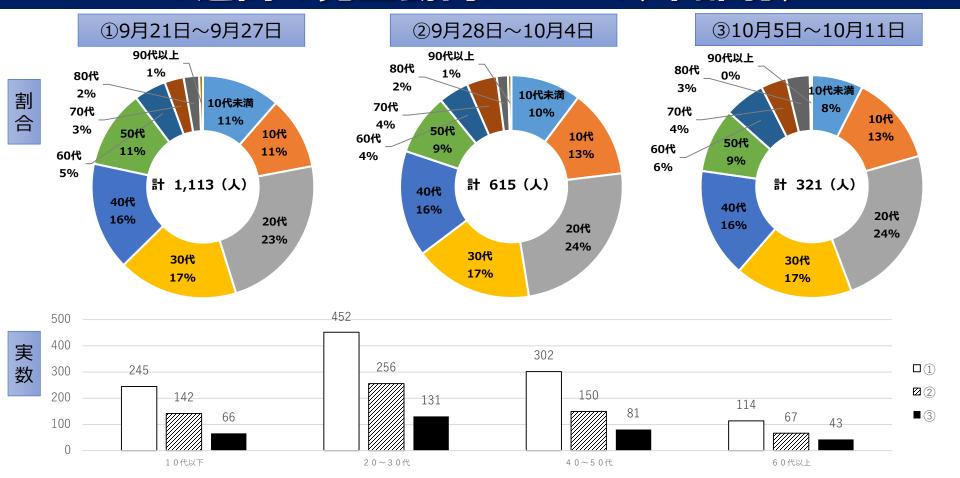




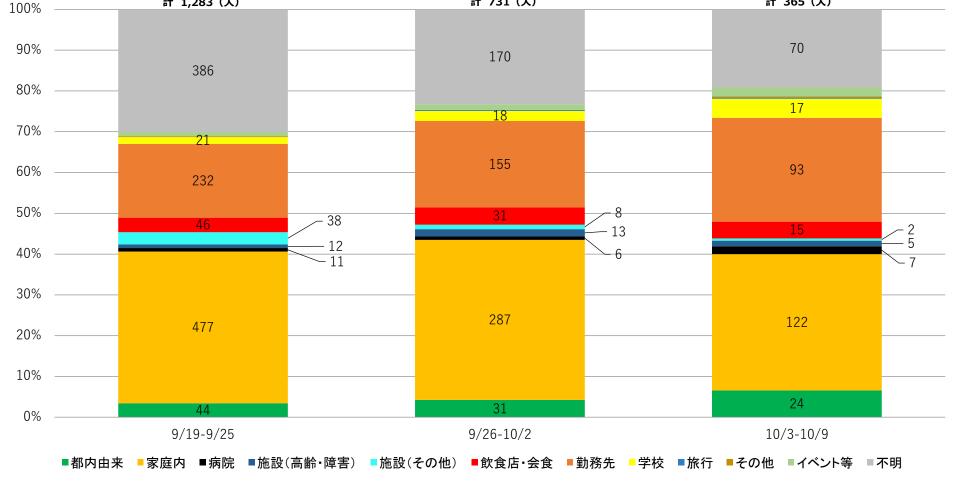
# 病床使用率の推移



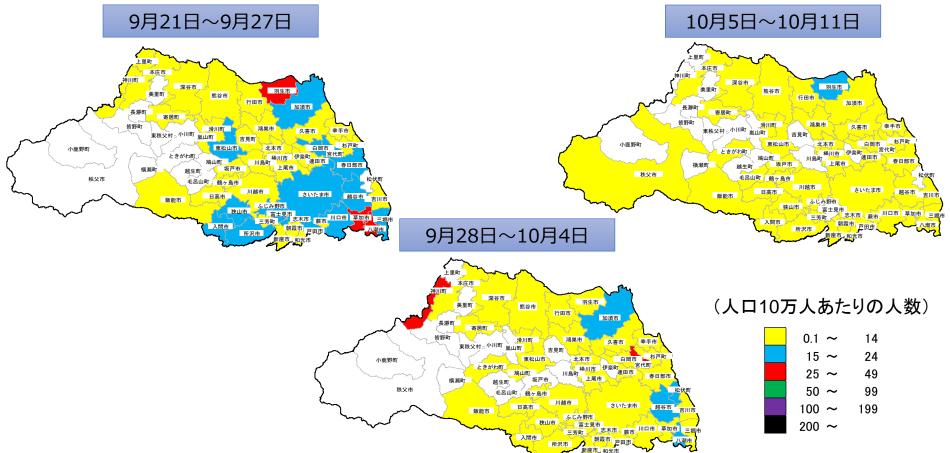
## 3週間の発生動向について(年齢別)



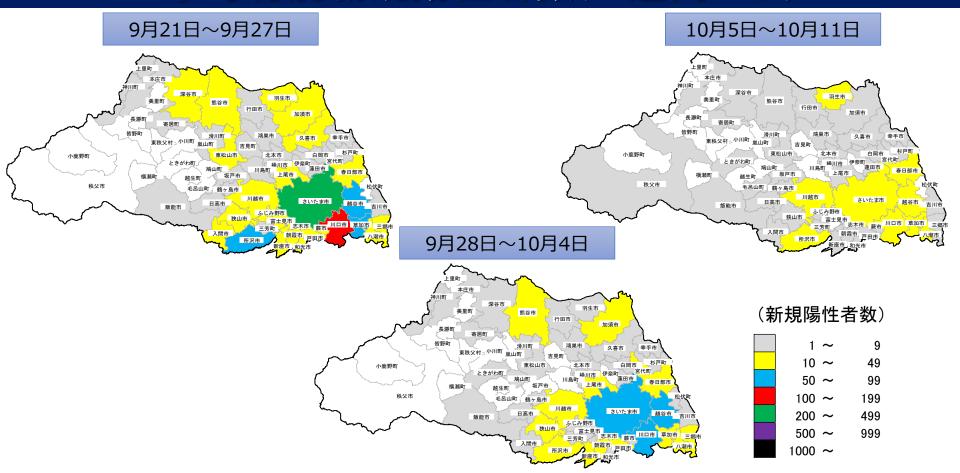
### 感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース) 資料6 計 1,283 (人) 計 731 (人) 計 365 (人)







# 市町村別新規陽性者数(1週間ごと)



# 埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標) 9月28日

病床全体使用率

重症病床占有率

PCR検査陽性率

感染経路不明割合

実効再生産数

(※1週間の平均)

新規報告数

※参考

入院率

※参考值

療養者数

ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

40%以下(25%以下)

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

人口10万人当たりの

全療養者数20人以上 (30人以上)

5% (10%)

15人/10万人/週以上

(25人以上)

50%

=(直近7日間の新規陽性者数/その前

の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定

た貸信※

10月12日

**15.3%** (28/183)

7.3人 (534人)

1.3%

※10月11日の数値

3.8人(279人)

51.1%

0.590

10月5日

**28.2%** (533/1,889) **19.6%** (348/1,774) **11.4%** (202/1,774)

**22.7%** (533/2,350) **30.3%** (348/1,147) **37.8%** (202/534)

**22.4%** (41/183)

**15.6人** (1,147人)

2.4%

8.0人 (584人)

43.7%

0.641

 $\leq 1$ 

**25.0%** (59/236)

32.0人 (2,350人)

3.9%

14.8人 (1.089人)

45.6%

0.652

直近1週間と

先週1週間の

直近1週間が

先週1週間より

0.48

0.55

0.72

0.55

比較

多い

新規報告数

1 週間

10万人当たり

15人以上

(25人以上)

3.8人

5.0人

5.2人

4.0人

感染経路

不明割合

50%以上

51.1%

56.0%

47.9%

**59.4%** 

		I THA VIV	
医療提供体制などの負荷	監視体制	ļ	感染の状況
病床のひつ迫具合		**	参考

入院率

40%以下

(25%以下)

37.8%

40.9%

37,9%

43.3%

うち重症者用病床

15.3%

(28/183)

(10.9%)

(55/503)

14.3%

(30/210)

18.6%

(21/113)

**%1** 

病床全体

11.4%

(202/1,774)

7.8%

(519/6,651)

11.8%

(236/2,000)

11.3%

(157/1,386)

※各自治体HP等による ※1 東京都の定義による重症者数を計上

ステージⅢ指標

(ステージIV指標)

埼玉県

東京都

神奈川県

千葉県

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

療養者数

人口10万人当たり

の全療養者数

20人以上

(30人以上)

7.3人

9.1人

6.7人

5.8人

PCR陽性率

5%以上

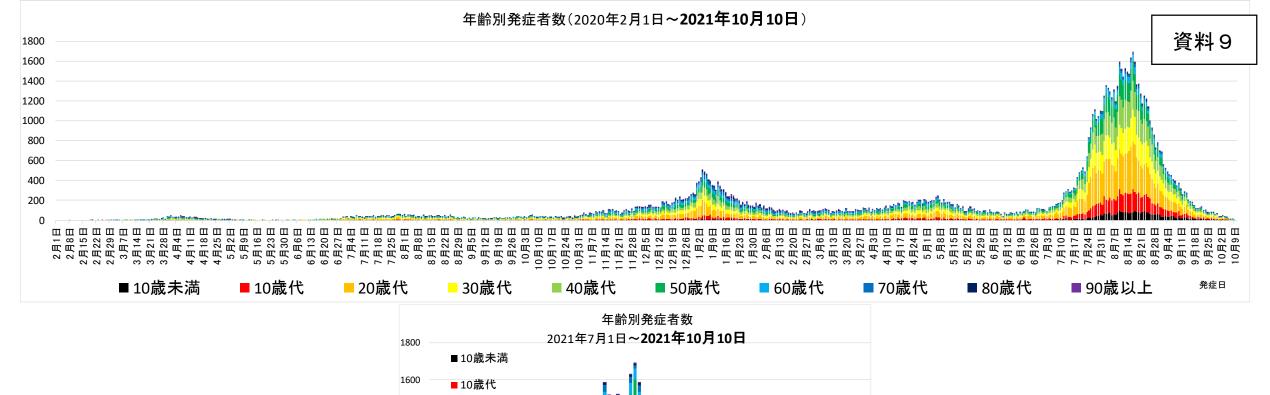
(10%以上)

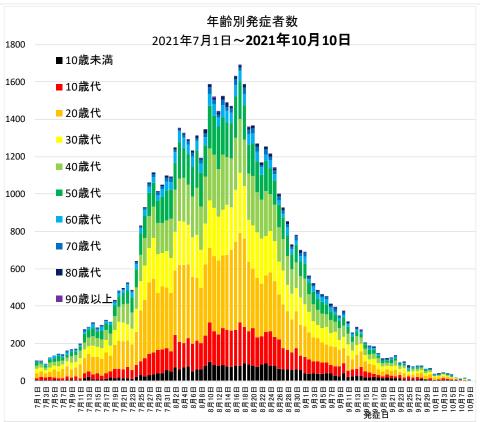
1.3%

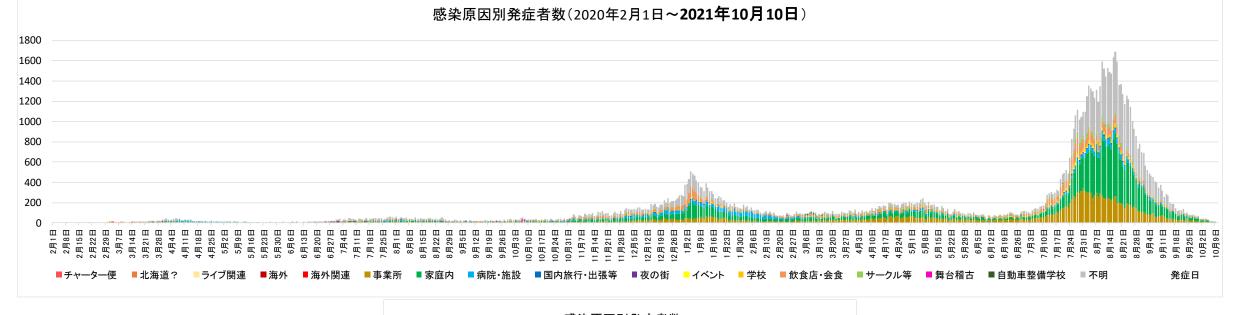
1.1%

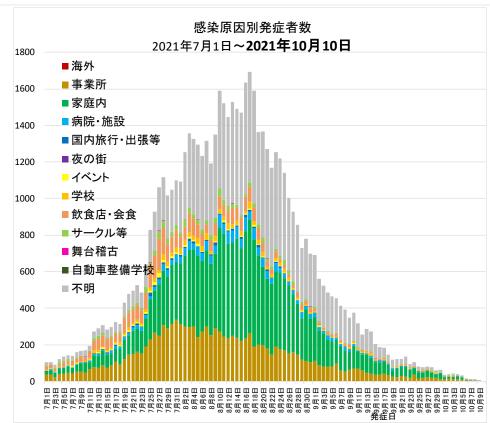
2.6%

2.0%



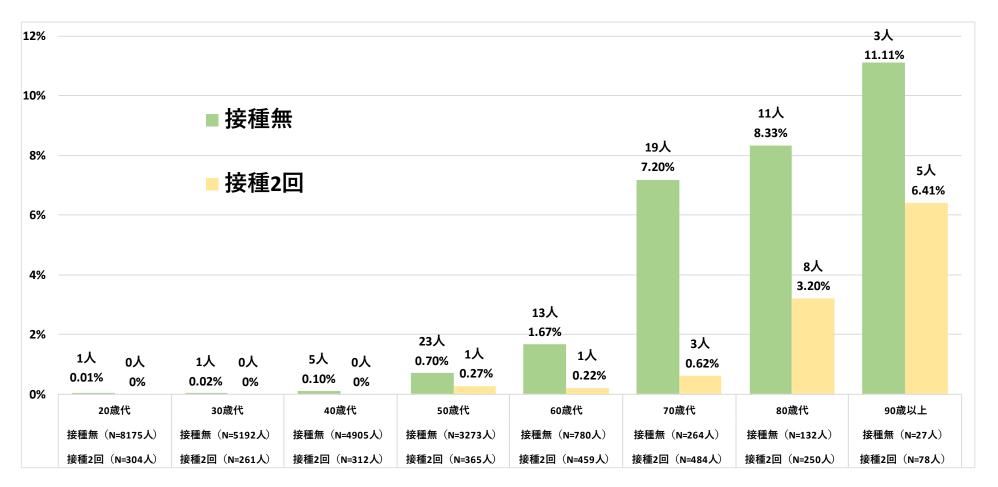






## 致死率 (ワクチン接種の有無・年齢別)

(2021/5/1~10/7に判明した埼玉県内の「陽性者」のうちワクチン接種歴が明らかなものについて集計) 10/8集計



○20~40歳代では、2回接種者の死亡は**0人(0%)** 

○50歳代では、2回接種後の死亡者1名有り(「コロナ死」:基礎疾患(-) BMI 41.5

○60歳代では、オッズ比:0.129 **約1/8**(有意差あり)

○70歳代では、オッズ比:0.080 約1/12 (有意差有り)

○80歳代では、オッズ比: 0.364 **約1/3** (有意差有り)

# 致死率 (ワクチン接種の有無・年齢別)

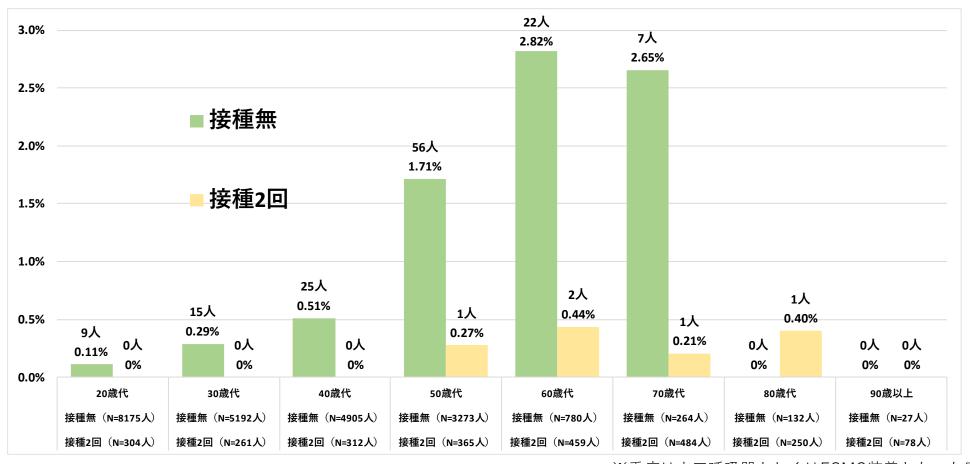
(5/1~10/7に判明した埼玉県内の「陽性者」のうちワクチン接種歴が明らかなものについて集計)

死亡		死亡者	生存者	合計	致死率	オッズ比	95%信頼区間	
20歳代	ワクチン2回接種	0	304	304	0%	_	_	
	ワクチン接種無	1	8174	8175	0.012%			
30歳代	ワクチン2回接種	0	261	261	0%	_	_	
	ワクチン接種無	1	5191	5192	0.019%			
40歳代	ワクチン2回接種	0	312	312	0%	_	_	
	ワクチン接種無	5	4900	4905	0.102%			
50歳代	ワクチン2回接種	1	364	365	0.274%	0.388	(0.05~2.88)	
	ワクチン接種無	23	3250	3273	0.703%			
60歳代	ワクチン2回接種	1	458	459	0.218%	0.129	(0.02~0.99)	<u>約1/8</u>
	ワクチン接種無	13	767	780	1.667%			<u>4.32/ C</u>
70歳代	ワクチン2回接種	3	481	484	0.62%	0.080	(0.02~0.27)	約1/12
	ワクチン接種無	19	245	264	7.197%			<u> </u>
80歳代	ワクチン2回接種	8	242	250	3.2%	0.364	(0.14~0.93)	約1/3
	ワクチン接種無	11	121	132	8.333%			<u> </u>
90歳以上	ワクチン2回接種	5	73	78	6.41%	0.548	(0.12~2.47)	
	ワクチン接種無	3	24	27	11.11%			
合計	ワクチン2回接種	18	2495	2513	0.716%	2.152	(1.29~3.6)	
	ワクチン接種無	76	22672	22748	0.334%			

10/8集計

## 重症化率(ワクチン接種の有無・年齢別)

(2021/5/1~10/7に判明した埼玉県内の「陽性者」のうちワクチン接種歴が明らかなものについて集計)



※重症は人工呼吸器もしくはECMO装着となった患者を集計

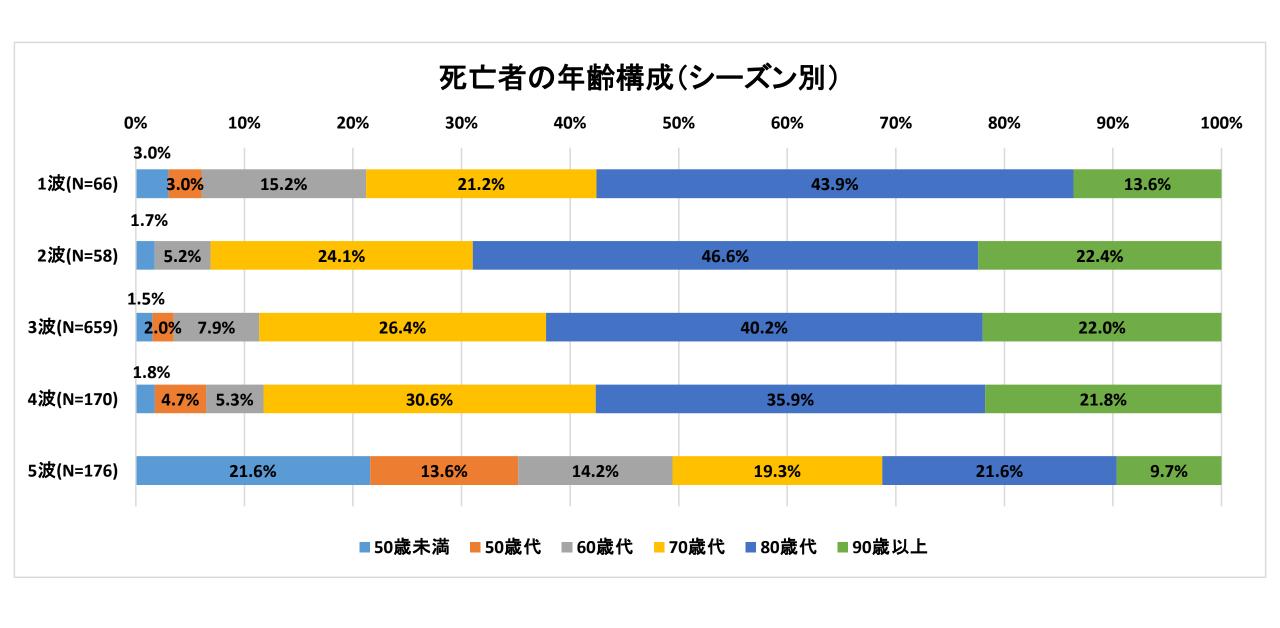
- ○20~40歳代では、2回接種者の重症者は0人(0%)
- ○60歳代では、オッズ比0.151 **約1/6**(有意差有り)
- ○70歳代では、オッズ比0.076 **約1/13**(有意差有り)

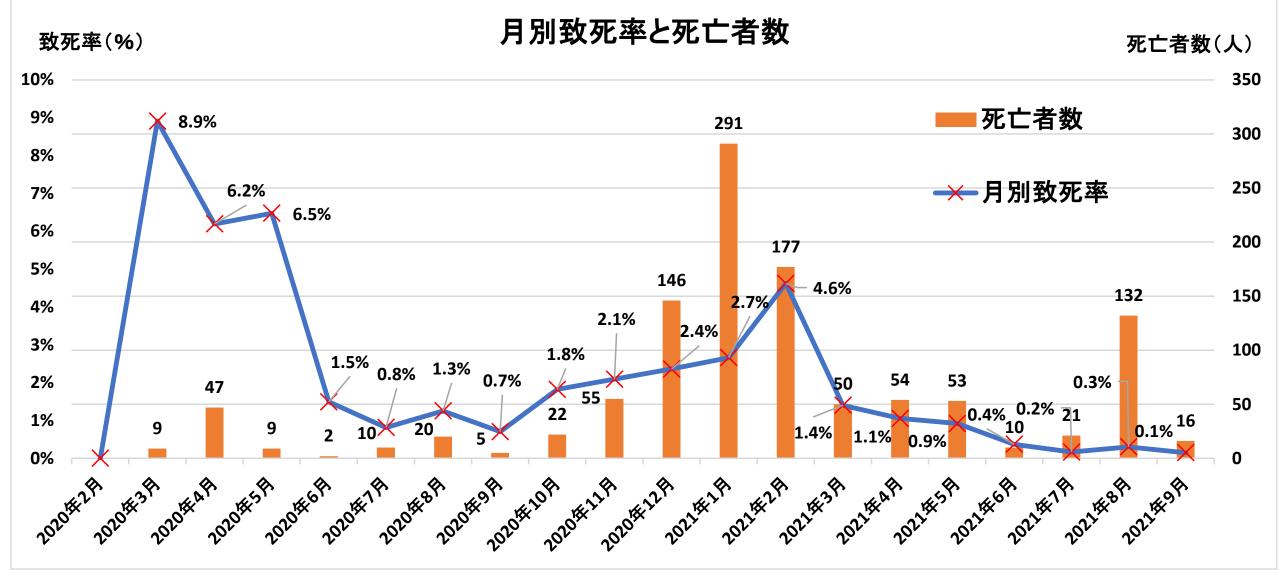
# 重症化率 (ワクチン接種の有無・年齢別)

10/8集計

(5/1~10/7に判明した埼玉県内の「陽性者」のうちワクチン接種歴が明らかなものについて集計)

重症		重症者	非重症	合計	重症割合	オッズ比	95%信頼区間	
20歳代	ワクチン2回接種	0	304	304	0%	_	_	
	ワクチン接種無	9	8166	8175	0.11%			
30歳代	ワクチン2回接種	0	261	261	0%	_	_	
	ワクチン接種無	15	5177	5192	0.29%			
40歳代	ワクチン2回接種	0	312	312	0%	_	_	
	ワクチン接種無	25	4880	4905	0.51%			
50歳代	ワクチン2回接種	1	364	365	0.27%	0.158	(0.02~1.14)	
	ワクチン接種無	56	3217	3273	1.71%			
60歳代	ワクチン2回接種	2	457	459	0.44%	0.151	(0.04~0.64)	約
	ワクチン接種無	22	758	780	2.82%			<u>/\tag{1}</u>
70歳代	ワクチン2回接種	1	483	484	0.21%	0.076	(0.01~0.62)	約
	ワクチン接種無	7	257	264	2.65%			<u>//\ 1</u>
80歳代	ワクチン2回接種	1	249	250	0.40%	_	_	
	ワクチン接種無	0	132	132	0%			
90歳以上	ワクチン2回接種	0	78	78	0%	_	_	
	ワクチン接種無	0	27	27	0%			
合計	ワクチン2回接種	5	2508	2513	0.20%	0.336	(0.14~0.82)	約
	ワクチン接種無	134	22614	22748	0.59%			<u> т</u>

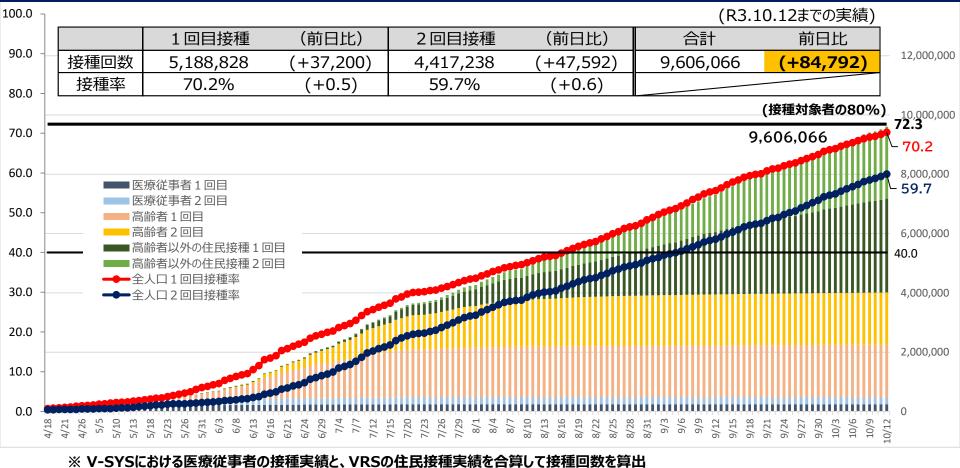




・各月の致死率は、陽性判明者数(陽性判明日別)を分母とし、そのうちこれまでに死亡と報告された人の数を分子として集計。

### 新型コロナワクチンの接種実績

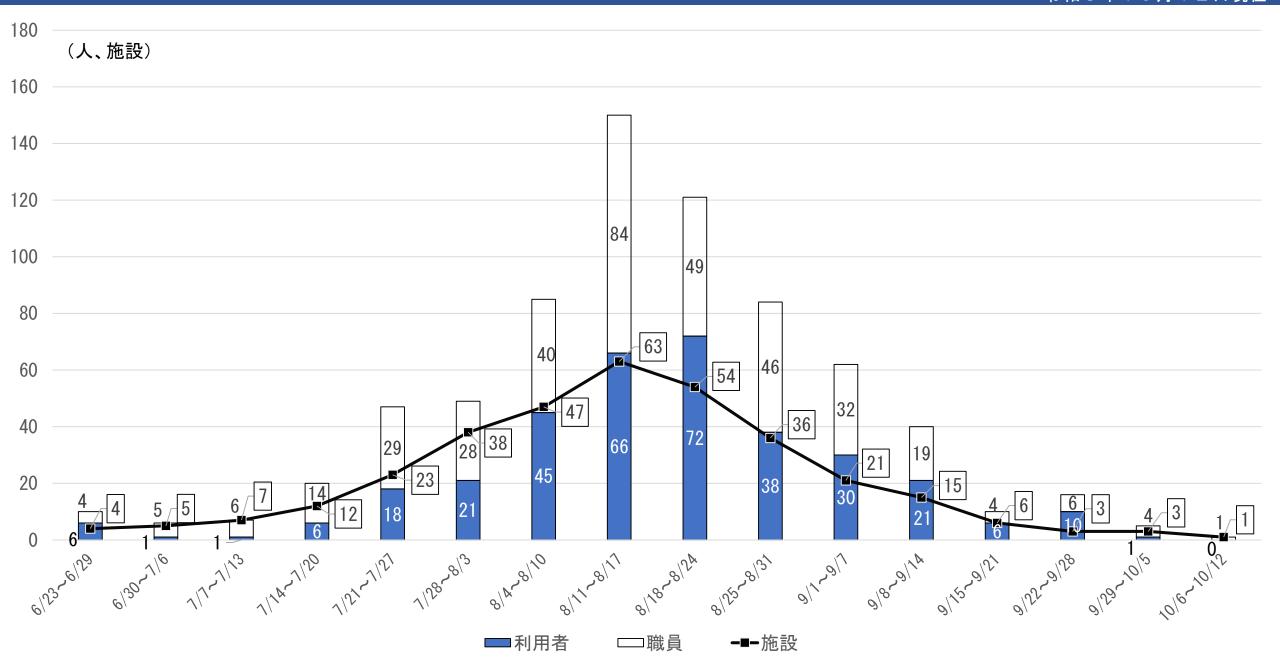
資料10



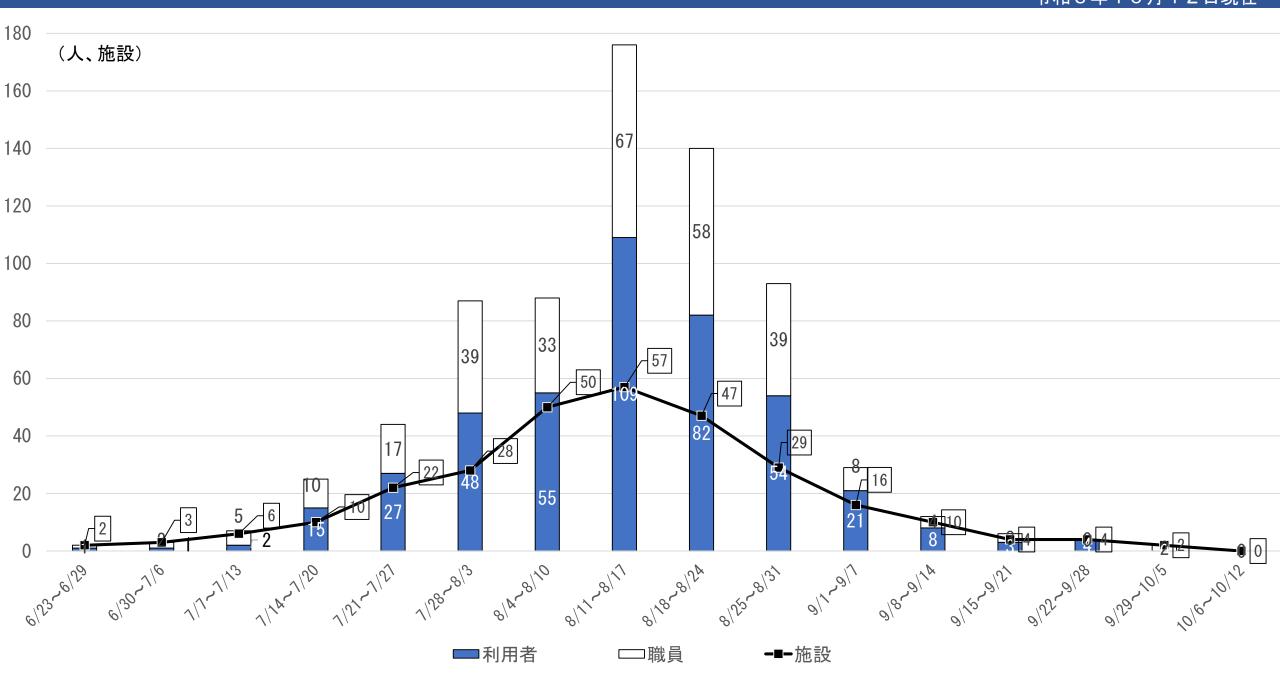
V-5 Y 5 にあいる医療促争者の接種美額と、 V R 5 の住民接種美額を言算して接種回数を昇面 接種率は、便宜上、 R3.1.1時点の埼玉県の住基人口(739万3,799人)に対する、表中の接種回数の割合から算出

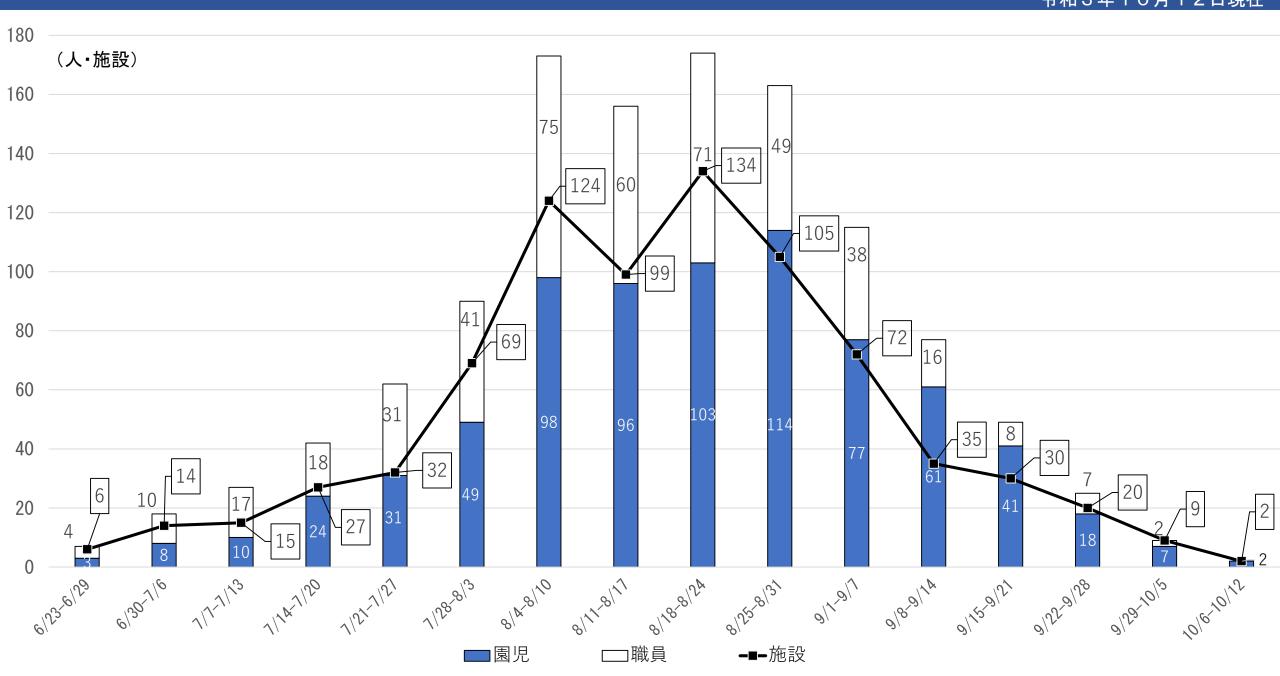
### 高齢者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週)

令和3年10月12日現在

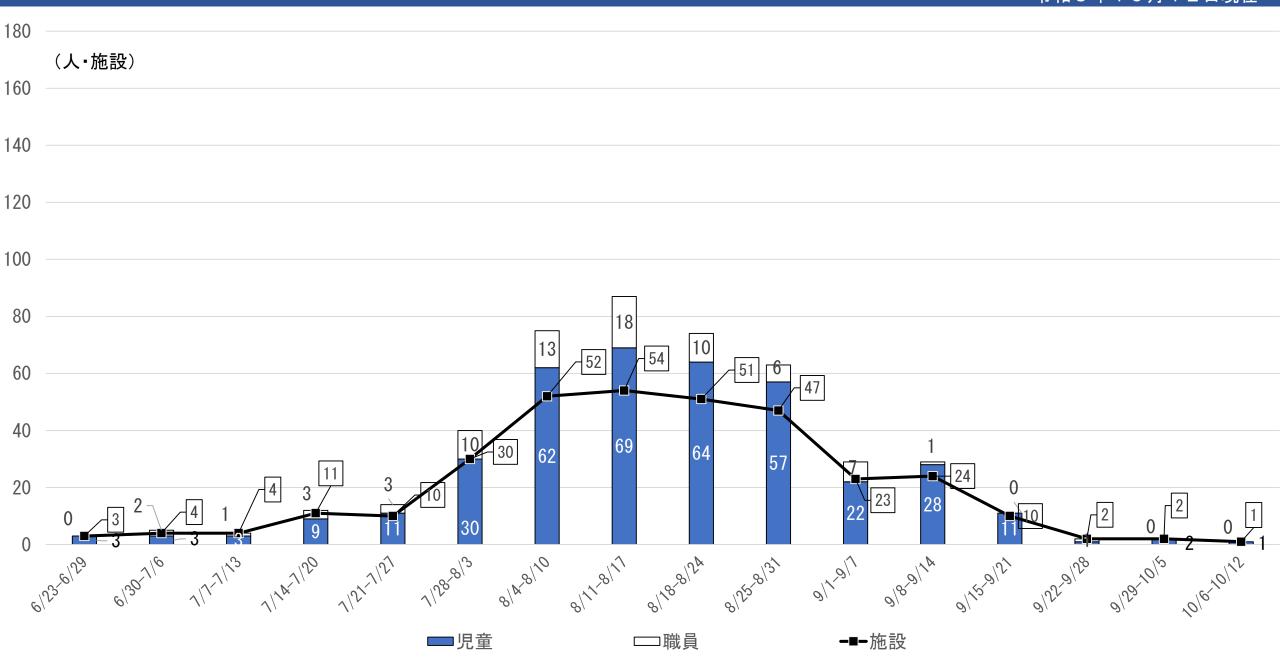


# <u>障害児者施設における感染発生状況(利用者・職員・施設数/週) 令和3年10月12日現在</u>

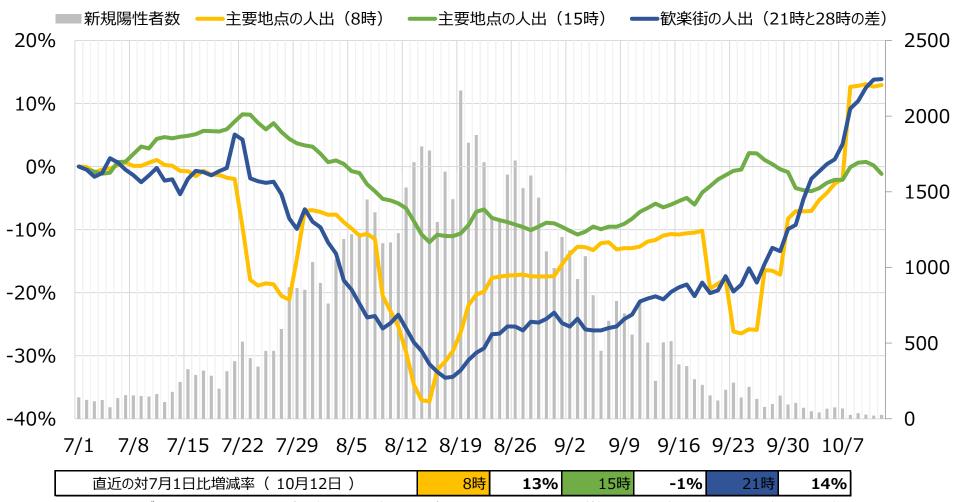




# 放課後児童クラブにおける感染発生状況(児童・職員・施設数/週) <sub>令和3年10月12日現在</sub>



### 埼玉県の主要地点、歓楽街の人出(7月1日比、10月13日時点)

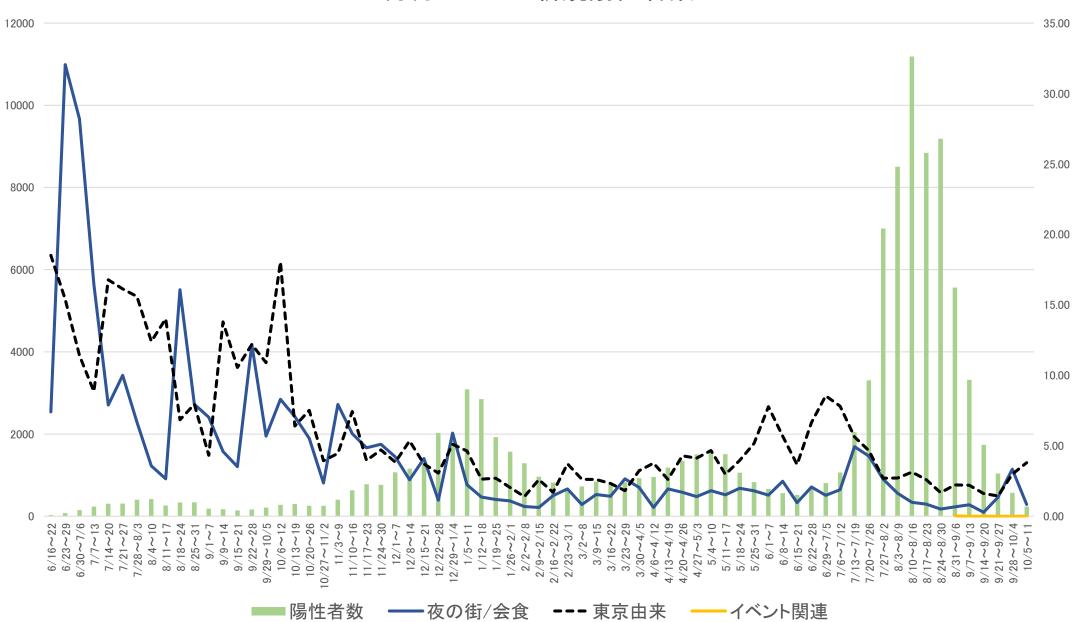


※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均(6月25日~7月1日の平均値)に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

(主要地点:大宮駅西、歓楽街:南銀座(大宮駅東)/川口駅周辺)

モバイル空間統計® データ提供元:(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

### 判明日ベース新規陽性者数



資料14

### 埼玉県における段階的緩和措置等の見直しについて(案)

令和3年10月13日

本県では、令和3年10月1日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。) 第24条第9項等の要請を段階的緩和措置等として実施しています。

段階的緩和措置等の一部を見直すことについて、御意見を伺います。

- 1 対象区域 埼玉県全域
- 2 実施期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月24日(日)まで

ただし、見直し内容については、令和3年10月15日(金)からとする。

また、「5 イベント等の開催制限」については、令和3年10月30日(土)まで とする。

#### 3 県民に対する要請等

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

- ・ 外出については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。特に、午後9時以降の外出を自粛 すること
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底すること
- 路上·公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること
- 企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえ、柔軟な働き方を行うこと

#### その他のお願い

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」 認証店を利用いただきたい。
- ・ 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ 設備の利用を自粛すること
- 飲食の際は120分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
- 会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内(同居家族及び介助者を除く。)とすること。

#### 4 施設の使用制限

(1) 飲食店及び結婚式場等に対する要請等

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

- 対象施設(括弧内は、特措法施行令(以下「令」という。)第11条第1項該当号。以下同じ)
  - ◇ 飲食店 (第14号):飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)
  - ◇ 遊興施設等(第11号): バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
  - ◇ 集会場等 (第 5 号):食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※ ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

#### 〇 営業時間の短縮等

◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証店

【営業時間】 午前 5時から午後9時まで

【酒類の提供】 午前11時から午後8時まで

【人数上限】・飲食店及び遊興施設等:同一テーブルで4人以内、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループ

ただし、テーブル間の移動を行わないこと。

結婚式場 : 同一テーブルで4人以内

◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の**非認証店** 

【営業時間】 午前 5時から午後8時まで

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【人数上限】・飲食店及び遊興施設等:4人以内、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限る。

・結婚式場 : 同一テーブルで4人以内

#### 〇 カラオケ設備の使用自粛

- 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
- 飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、 感染防止対策を徹底すること

#### 〇 業種別ガイドライン等の遵守

・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

#### その他のお願い

- 〇 「彩の国『新しい生活様式』安心盲言飲食店+(プラス)」非認証店へ勧奨
  - 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を取得していない店舗は、速やかに取得するよう勧奨
- ○長時間の会食自粛
- <u>長時間(120分超)の会食を避け、4人以内又は同居家族(介助者を含む)のみのグループとするよう利用者に働き</u> かけること
- 〇 飲食の際における働きかけ
  - 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- (2) 劇場等、商業施設、遊興施設等に対するお願い

#### その他のお願い

〇 対象施設

<劇場等>

◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等(第4号)◇ 集会場又は公会堂等(結婚式場を除く。)(第5号)

◇ 展示場等(第6号)

◇ ホテル又は旅館等(集会の用に供する部分に限る) (第8号)

◇ 運動施設又は遊技場等(第9号)

◇ 博物館又は美術館等(第10号)

<商業施設>

◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生 活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)

- **〈遊興施設等〉** ◇ 遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)(第9号又は第11号)
  - ◇ サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く。)(第 12 号)
- 〇 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ(ただし、劇場等に限る。)

- カラオケ設備の提供時における感染防止対策の徹底
  - カラオケ専業の施設を除き、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- 飲食の際における働きかけ
  - 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- (3) その他の令第11条第1項該当施設に対するお願い

#### その他のお願い

- 〇 対象施設
  - ◇ 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など(第1号~第3号)
  - ◇ 葬祭場(第5号)
  - ◇ スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など(第7号)
  - ◇ 図書館(第10号)
  - ◇ ネットカフェ、マンガ喫茶 など(第11号)
  - ◇ 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など生活必需サービス(第 12 号)
  - ◇ 自動車教習所、学習塾 など(第13号)
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
  - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- 飲食の際における働きかけ
  - 飲食の際は、「マスク飲食」「黙食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

#### 5 イベント等の開催制限

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

〇 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%(かつ10,000人以下であること)」のいずれか大きい方 【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの:収容定員の「100%」 大声での歓声・声援があることが想定されるもの:収容定員の「50%」

> → 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とする。 (ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

#### その他のお願い

〇 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで(無観客の場合を除く。)

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【入場整理】・入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること

- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
  - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- O 飲食の際における働きかけ
  - ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- 〇 事前相談(全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて
  - ・ 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること (「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断する。)
  - ・ 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出 すること

#### 6 事業者に対する要請等

#### 特措法第24条第9項に基づく要請

- クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請
  - ・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が出入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所 や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
  - サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること

#### その他のお願い

- 〇 職場等における対策
  - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、 出勤者数の削減を目指すこと
  - ・ 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進 すること
- 〇 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策
  - ・ 休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を 確保すること
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
  - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

#### 7 県教育委員会に対する要請

#### 特措法第24条第7項に基づく要請

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

#### 8 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
- 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を 遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。
- 宿泊施設は、準備が整った施設から原則として再開する。

#### <感染防止対策>

- ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。
  - 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ、コーラス等)
  - 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)
  - その他、県が定める措置を逸脱する等の行為
- ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。
  - ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
  - 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
  - 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
  - ・ 接触確認アプリ(COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム)の導入
  - ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに 定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること

#### 9 「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証の取扱い

■ 国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記3から8までの要請等について、 特例的にその制限を緩和する。

なお、技術実証や制限緩和の内容等については、別途、知事が定める。

## <u>「ワクチン/検査パッケージ」技術実証の実施</u>

目的

ワクチン接種済証や陰性証明書等を活用した行動制限緩和を実施し、 差別を助長しない方策を模索すると同時に、感染再拡大期にいかなる 経済活動が継続できるか技術実証を行う

場所

上尾駅周辺の飲食店 ※彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス) 認証店の中から募集

時期

10月22日(金)~31日(日)(10日間)

内容

【酒類提供時間、営業時間、人数制限の緩和(案)】

証明書等	酒類提供時間•営業時間•人数制限
提示あり	制限なし
提示なし	時短要請等の範囲内

技術実証対象時間帯

17時~営業時間終了まで

# <u>「ワクチン/検査パッケージ」技術実証の実施</u>

#### 内容

- ① ワクチン接種済証や陰性証明書等の確認など運用面の検証
- ② CO2濃度測定器を用いた感染対策の検証
- ③ 店内エリア分けによるエリアごとの感染状況の検証(LINEコロナアプリを活用)
- ④ 制限緩和に対する意識調査結果の検証(店舗利用者へのアンケートなどを活用)



感染再拡大期における飲食店への要請内容の検討に活用し、 感染防止対策と経済活動の両立を図る

10月14日(木)・15日(金)に参加店舗向け説明会を実施